

東京都公報

発行 東京都

目次

訓令

○職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二

○都市計画事業の認可(二件)……………(同)……………二

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………三

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(同)……………三

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………(同)……………三

○都営住宅の使用料の変更……………(同)……………四

○都営住宅の使用料等の変更……………(同)……………七

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………七

○都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………九

○都営住宅の駐車場の廃止……………(同)……………九

○都営住宅の駐車場の区画数等変更……………(同)……………九

○東京都地域特別賃貸住宅の駐車場の廃止……………(同)……………九

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○生活保護法による指定介護機関の再開……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二

○知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………二

○平成二十七年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………三

○保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三

○都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………三

○都道の供用開始……………(同)……………五

規則(教)

○職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………(同)……………五

規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………(同)……………六

規程(水)

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………(同)……………六

○東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………(同)……………六

○東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……………(同)……………六

規程(下水)

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………(同)……………九

公告

○防災街区整備事業組合の理事長の就任……………(同)……………二〇

○土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………二〇

訓令

東京都訓令第十一号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 局
取用委員会事務局
労働委員会事務局

職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第一項中「次項」を「以下この条」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

イ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
ロ 小学校に就学している子を養育する職員であつて、総務局長が別に定めるもの

3 前項の規定は、条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(各々が二週間以上にわたる同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次

に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第二条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

第六条第一項中「第二条」を「第二条第一項又は第二項(同条第三項において準用する同条第二項を含む。)」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第二条関係)

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型(午前十一時から正午まで又は正午から午後一時まで)のいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。又は午後休憩型(正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。)(のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

附則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この訓令による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二条第二項及び第三項の規定による正

規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関する申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

告示

●東京都告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第六十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第四・四・六号二子玉川公園
- 三 事業施行期間 平成二十年八月十三日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第八号国分寺都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第四号姿見の池緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年七月十六日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第三・三・五号永山南公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
多摩市永山四丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第七・四・九号飛鳥山公園

三 事業施行期間 平成二十七年二月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 北区王子一丁目地内

北区王子一丁目地内

使用の部分

●東京都告示第二百五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年七月十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

墨田区京島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

墨田区京島一丁目七番八号

平成二十二年七月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年二月二十七日

●東京都告示第二百五十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき大泉学園駅北口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

大泉学園駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年二月二日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

練馬区東大泉一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

練馬区東大泉一丁目三十二番二号

平成二十四年二月二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年二月二十七日

●東京都告示第二百五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十五年八月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

千代田区大手町二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十五年八月三十日

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年二月二十七日

●東京都告示第二百五十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、平成二十七年三月一日から実施するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛添 要一

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	80,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	34,000	68,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	42,100	76,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(31号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	73,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(32号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,800	62,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,800	47,500
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,300	57,900
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,200	45,800
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,300	40,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(29号棟)	江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(33号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(44号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(54号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(80号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	42,000
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	45,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(90号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	29,200	43,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(16号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	1	27,600	41,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	42,300
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,200	75,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート(11号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	75,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	67,800
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,600	81,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	3	26,100	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,600
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糞谷6-9	42.2	1	33,700	46,000
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(18号棟)	大田区萩中3-27	42.2	2	33,900	59,400

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(14号棟)		大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	63,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	83,400
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(4号棟)		世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,900	84,400
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(19号棟)		世田谷区八幡山3-6	42.3	1	34,700	66,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(8号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(12号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート(7号棟)		世田谷区駒沢3-22	51.0	1	42,900	84,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-2号棟)		渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	73,100
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)		渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	68,100
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(2号棟)		中野区南台4-41	42.3	1	32,400	68,500
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)		杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,300	43,900
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(4号棟)		杉並区上井草4-17	39.0	1	29,000	60,600
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)		豊島区池袋本町3-9	39.0	1	32,100	57,800
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)		豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,300	63,100
一般都営	高層耐火	北池袋アパート		豊島区池袋1-13	34.3	1	27,800	35,100
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)		豊島区駒込2-2	51.2	1	44,000	71,200
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)		北区浮間1-5	48.1	1	39,200	65,300
一般都営	中層耐火	桐ヶ丘アパート(N-57号棟)		北区赤羽北3-16	33.4	1	25,600	41,300
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)		北区王子3-23	40.7	1	32,400	52,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)		北区滝野川3-64	36.7	1	28,300	44,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)		北区滝野川3-71	42.2	2	33,700	59,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	1	29,800	53,200
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート		北区西ヶ原1-19	36.4	1	29,000	36,300
一般都営	中層耐火	稲付一丁目アパート(1号棟)		北区赤羽南2-7	36.4	1	28,000	40,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(7号棟)		北区赤羽北3-13	59.6	1	49,600	87,400
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(5号棟)		板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,300	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(14号棟)		板橋区新河岸2-10	42.3	1	31,500	40,700
一般都営	中層耐火	新野町六丁目第2アパート(3号棟)		板橋区新野町6-51	55.9	1	43,300	78,900
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(2号棟)		練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	72,500
一般都営	中層耐火	錦一丁目アパート(16号棟)		練馬区錦1-27	51.0	1	39,400	71,100
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(1号棟)		練馬区富士見台3-48	39.0	1	29,400	58,200
一般都営	中層耐火	平和台一丁目アパート(1号棟)		練馬区平和台2-45	55.9	1	44,800	87,700

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート(1号棟)		練馬区早宮3-39	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)		練馬区春日町3-27	55.9	1	44,000	83,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)		練馬区北町6-5	47.5	1	37,200	70,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(2号棟)		練馬区北町6-2	55.9	2	44,500	88,000
一般都営	中層耐火	費井二丁目アパート(2号棟)		練馬区費井2-18	55.9	1	44,600	83,000
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)		練馬区石神井4-5	55.9	1	44,500	85,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)		練馬区南田中3-31	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(42号棟)		練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	52,900
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)		練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	65,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(4号棟)		練馬区春日町4-12	55.9	1	43,800	82,100
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)		足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,700	63,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)		足立区西保木間3-6	34.3	1	24,100	36,300
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(4号棟)		足立区保木間1-36	41.6	1	29,600	45,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(6号棟)		足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(9号棟)		足立区江北7-12	35.7	2	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(1号棟)		足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)		足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	39,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)		足立区千住元町34	37.9	1	26,800	34,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)		足立区辰沼1-2	38.3	2	26,900	43,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)		足立区六木1-5	40.5	2	27,900	42,300
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(8号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,400	36,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)		足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	37,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(7号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)		足立区舎人6-10	42.3	2	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目アパート(17号棟)		足立区六月2-11	51.0	1	37,300	61,300
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)		足立区中川2-24	51.0	1	37,300	62,100
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(4号棟)		葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,700	64,900
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	65,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)		葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,900	64,500

種類	構造	名称	所在地	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉2-27	48.1	2	36,000	62,900
一般都営	高層耐火	亀有二丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,600	63,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,700	84,800
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(5号棟)	葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,700	50,800
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(6号棟)	葛飾区柴又3-17	51.0	1	37,600	63,800
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(8号棟)	葛飾区柴又3-17	43.6	1	32,100	54,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	60,700
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸4-20	59.6	1	45,300	83,600
一般都営	高層耐火	西新小岩二丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,400	75,900
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,800	67,300
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-19	42.3	1	33,000	54,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	66,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	72,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	48,200	94,200
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,900	74,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-31	55.9	1	41,200	78,400
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	63.0	1	44,700	75,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62.1	1	38,500	89,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	71,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,100	76,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	72,700
一般都営	中層耐火	国領町アパート(2号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	38,400	88,500
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(3号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	28,300	63,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	30,000	67,000
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(4号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(8号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	34,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(3号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	57,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(7号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	2	30,600	57,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	61,800
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	66,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(3号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,300
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(2号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	31,000	59,500
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)	町田市忠生4-12	62.1	1	33,900	62,700

種類	構造	名称	所在地	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	武蔵園アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	3	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,300	72,900
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(4号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,200	74,400
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(1号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,700	89,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山113-11	56.8	1	32,500	65,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	50,500
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(4号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,100	42,700
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(5号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,100	42,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-1号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(3号棟)	稲城市大丸82	42.3	1	22,500	49,200

●東京都告示第二百五十七号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料及び近
 傍同種の住宅の家賃を次のように変更し、平成二十七年三
 月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示す
 る。

平成二十七年二月二十七日
 東京都知事 舛添 要一

名称 位置 構造及び規模 戸数
 西台アパート (6号棟) 板橋区高島平九丁目一番 高層耐火 三八・九平方メートル 三八四戸

収入の額が一三九、〇〇〇円
 を超え一五八、〇〇〇円以下
 の者に適用される使用料(月
 額一戸につき)
 三二、二〇〇円
 近傍同種の住宅の
 家賃(月額一戸に
 つき)
 六二、一〇〇円

●東京都告示第二百五十八号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条第三條第三項の規定により告示する。
 平成二十七年二月二十七日
 東京都知事 舛添 要一

名称 位置 構造及び規模 戸数
 牡丹二丁目アパート (1号棟) 江東区牡丹二丁目二番 高層耐火 三四・六平方メートル 二二戸
 同右 同右 同右 四〇・四平方メートル 同右
 同右 同右 同右 四七・四平方メートル 二七戸
 同右 同右 同右 四七・八平方メートル 七戸
 同右 同右 同右 五七・一平方メートル 一三戸
 牡丹二丁目アパート (2号棟) 同右 同右 三四・六平方メートル 二四戸
 同右 同右 同右 四〇・四平方メートル 同右
 同右 同右 同右 四七・八平方メートル 六戸
 中十条一丁目アパート (3号棟) 北区中十条一丁目八番 同右 同右 三四・六平方メートル 四〇戸
 同右 同右 同右 四〇・四平方メートル 同右

収入の額が一三九、〇〇〇円
 を超え一五八、〇〇〇円以下
 の者に適用される使用料(月
 額一戸につき)
 三三、八〇〇円
 三九、五〇〇円
 四六、四〇〇円
 四六、七〇〇円
 五五、九〇〇円
 三三、八〇〇円
 三九、五〇〇円
 四六、七〇〇円
 三二、四〇〇円
 三七、八〇〇円
 近傍同種の住宅の
 家賃(月額一戸に
 つき)
 六七、八〇〇円
 七九、二〇〇円
 九二、九〇〇円
 九四、〇〇〇円
 一一、九〇〇円
 六八、四〇〇円
 七九、八〇〇円
 九四、七〇〇円
 四七、四〇〇円
 五五、四〇〇円

●東京都告示第二百五十九号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年三
 月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ
 り告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	中層耐火	大島四丁目アパート (1号棟)	江東区大島4-21	42.3	1	35,500
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート (4号棟)	江東区豊洲4-5	36.2	1	28,600
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート (5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,400
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸7-56	46.6	1	36,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	西糞谷二丁目アパート (1号棟)	大田区西糞谷2-23	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	烏山アパート (2号棟)	世田谷区北烏山2-9	32.6	1	24,600
改良	中層耐火	烏山アパート (3号棟)	世田谷区北烏山2-9	32.6	1	24,500
改良	中層耐火	若林四丁目アパート (1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	滝野川三丁目アパート (1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,900
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート (11号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,500
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300

●東京都告示第二百六十号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九
 年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用
 する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位置 区画数
 第3板橋富士見町アパ 板橋区富士見町二十 二一区画
 1ト駐車場 六番

●東京都告示第二百六十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
 づき、駐車場の区画数等を次のように変更する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位置 区画数
 梅田八丁目アパート駐 足立区梅田八丁目十 三七区画
 車場 三番
 亀有四丁目アパート駐 葛飾区亀有四丁目十 三五区画
 車場 四番ほか
 高砂四丁目アパート駐 葛飾区高砂四丁目一 一七四区画
 車場 番
 村山アパート (119) 武蔵村山市緑が丘千 二四七区画
 (123) 駐車場 四百六十番地
 村山アパート (1124) 同右 一六四区画
 (127) 駐車場

●東京都告示第二百六十二号

次の駐車場を廃止したので、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）第二十九条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称 位 置 区画数
府中武蔵台三丁目第2 府中市武蔵台三丁目 五区画
アパート駐車場 十七番地

●東京都告示第二百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

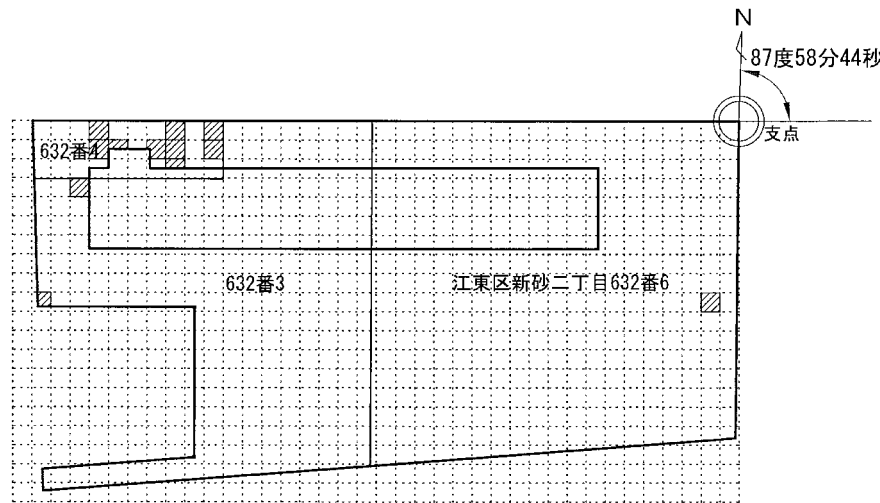
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



〈支点〉
支点は、江東区新砂二丁目632番6の最北端に設置してある境界プレートとする。

〈格子の回転角度〉87度58分44秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

	形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域
	調査対象地
	筆界
	単位区画

●東京都告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十条の二の規定による再開の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	再開年月日
1373801958	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート府中	東京都府中市片町2-10-1	訪問介護	平成26年7月1日
1373801958	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート府中	東京都府中市片町2-10-1	介護予防訪問介護	平成26年7月1日

●東京都告示第二百六十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 四一ベンジルペリジン（通称名四一ベンジルペリジン）及びその塩類

(二) 化学名 一（二・三）ジヒドロ一H一インデン一五（一）イル）一（二）（ピロリジン一（一）イル）ヘキサニール一オン（通称名五（一）B P D I）及びその塩類

(三) 化学名 メチル一（一）一（四）フルオロベンジル）一（一）H一インダゾール一（三）カルボキサミド）一（三）ジメチルブタノアト（通称名F U B A D B）及びその塩類

(四) 化学名 キノリン一（一）イル一（四）フルオロベンジル）一（一）H一インダゾール一（三）カルボキシラート（通称名F U B I N P B I）及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二

十七年厚生労働省令第二十二号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十七年二月二十八日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第二百六十六号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年における底魚一本釣り漁業(小笠原海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年三月二日から同月十三日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

七十隻

●東京都告示第二百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条

の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年二月二十七日
東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所
神津島村字三浦一五番一、一六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

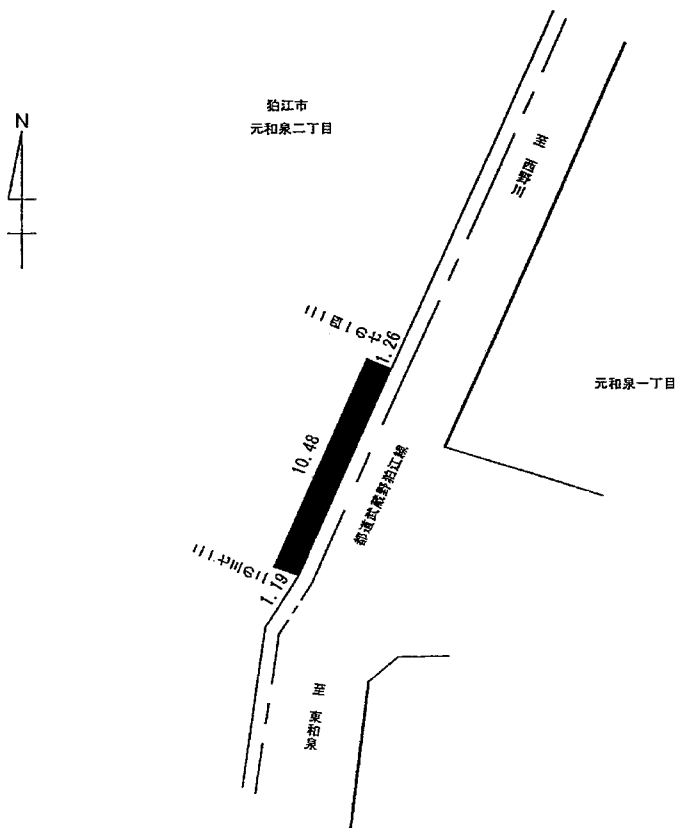
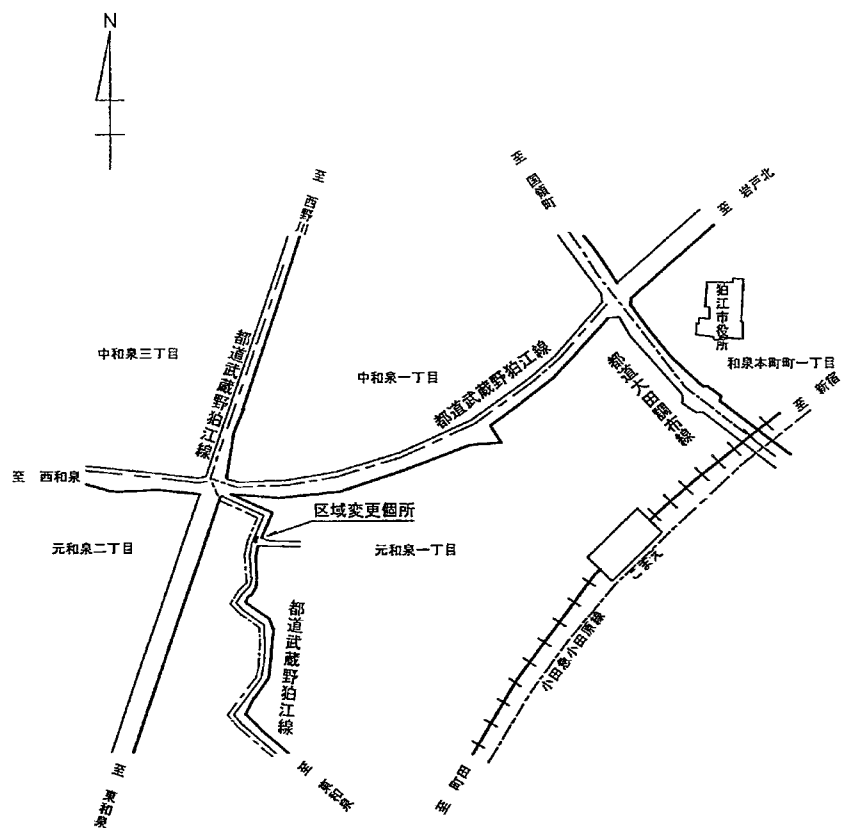
東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 武蔵野狛江
二 変更の区間 狛江市元和泉二丁目二千四百四十一番七地先から同所二千七百七十三番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道武蔵野狛江線区域変更略図
狛江市元和泉二丁目地内

延長 一〇・四八メートル
 面積 一二・八七平方メートル
 編入区域
 都道
 市道



●東京都告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

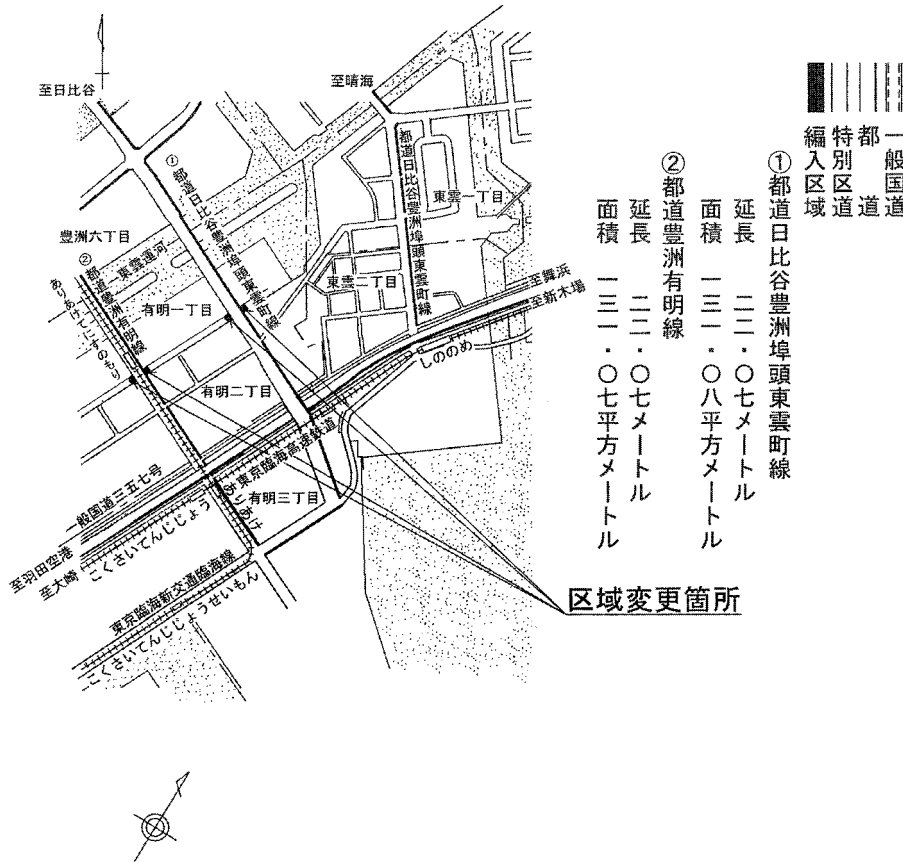
東京都知事 舛 添 要 一

- 一(一) 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町
- 一(二) 変更の区間 江東区有明一丁目七番四地先から同所六番九地先まで
- 一(三) 変更の概要 別図表示①のとおり
- 二(一) 路線名 豊洲有明
- 二(二) 変更の区間 江東区有明一丁目七番二地先から同所五番七地先まで
- 二(三) 変更の概要 別図表示②のとおり

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線 区域変更略図

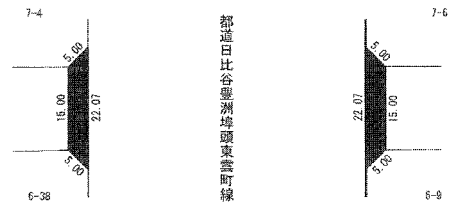
江東区有明一丁目地内



区域変更箇所

①

江東区 有明一丁目



②

江東区 有明一丁目



●東京都告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 武蔵野狛江

二 供用開始の区間 狛江市元和泉二丁目二千四百四十一番七地先から同所二千七百七十三番二地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年二月二十七日

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第第十三号

教 育 事 務 所
教 育 出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十七日

東京都教育委員会

第二条第一項中「別表第二」を「別表第三」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の

次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるもの

3 前項の規定は、条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が二週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項は、教育長が別に定める。第二条の二中「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

第六条第一項中「第二条」を「第二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を

養育するために申請した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、教育長が別に定めるもの

3 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項は、教育長が別に定める。別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条・第六条関係）

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、教育長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

附則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二条第二項及び第三項並びに第六条第二項及び第三項の規定による正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関する申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

規 則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年2月27日

東京都公安委員会
委員長 仁 田 隆 郎

●東京都公安委員会規則第2号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目38番8から江戸川区臨海町六丁目3地先まで
--------------	--------------------------------

都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目38番8から江戸川区臨海町六丁目3地先まで
都道首都高速品川日黒線	品川区八潮三丁目1番4地先から日黒区青葉台四丁目611番1地先まで

改める。

附 則

この規程は、平成27年3月7日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第七項とし、同条第四項中「別表第一種別一及び二」の下に「又は別表第一の二種別一及び二」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間、休憩時間及び休憩時間は、別表第一の二のとおりとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- 二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、局長が別に定めるもの

3 前項の規定は、第三十二条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が二週間以上にわたり

同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第五条第一項及び第七条第一項中「別表第一種別三」の下に「又は別表第一の二種別三」を加える。

第十一条第二項中「第四条第一項から第三項まで」を「第四条第一項から第五項まで」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二(第四条関係)

種別	正規の勤務時間	休憩時間	休息時間
<p>一 水運用センター、浄水管理事務所及び浄水場に勤務する職員で所属長が指名したもの</p>	<p>三交替勤務</p> <p>(一) 午後八時十五分から翌日の午前九時十五分まで。ただし、事務引継を必要としない場合は、午後八時三十分から翌日の午前九時三十分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>(三) 午後四時三十分から午後九時まで。ただし、事務引継を必要としない場合は、午後四時から午後八時三十分まで</p> <p>三交替勤務</p> <p>(一) 午後八時十五分から翌日の午前九時十五分まで。ただし、事務引継を必要としない場合は、午後八時三十分から翌日の午前九時三十分まで</p> <p>(二) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(三) 午後四時三十分から午後九時まで。ただし、事務引継を必要としない場合は、午後四時から午後八時三十分まで</p>	<p>(一)については午前零時四十五分から午前一時四十五分まで及び午前七時から午前七時三十分まで又は午前一時四十五分から午前二時四十五分まで及び午前七時三十分から午前八時までの二種、(二)については正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までの二種、(三)については午後六時三十分から午後七時まで又は午後七時十五分から午後七時四十五分までの二種とし、所属長が所属職員を二班に編成して割り振る。</p>	<p>(一)については午後八時三十分から翌日の午前零時四十五分までの時間内に、(二)については原則休憩時間を前後して長時間の勤務時間の途中に、(三)については正規の勤務時間内に、所属長が十五分割り振る。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに置くことはできない。</p>

二 給水部水道緊急隊に勤務する職員で所屬長が指名したものと

二交替勤務

(一) 午前八時から午後四時四十五分まで

(二) 午後四時十五分から翌日の午前九時四十五分まで

二交替勤務

(一) 午前九時から午後五時四十五分まで

(二) 午後四時十五分から翌日の午前九時四十五分まで

三 前二号に掲げる職員以外の職員

午前八時から午後四時四十五分まで

午前九時から午後五時四十五分まで

(一)については正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までの二種、(二)については午後七時から午後七時三十分まで、午前三時から午前四時まで及び午前六時四十五分から午前七時十五分まで又は午後六時三十分から午後七時まで、午後十一時から翌日の午前零時まで及び午前六時十五分から午前六時四十五分までの二種とし、所屬長が所屬職員を二班に編成して割り振る。

(一)については、原則休憩時間を前後して長時間の勤務時間の途中に、所屬長が十五分割り振る。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに置くことはできない。(二)については、午後八時十五分から翌日の午前零時十五分まで又は午前零時十五分から午前四時十五分までの間に、所屬長が十五分割り振る。

正午から午後一時まで。ただし、所屬長が業務上必要と認めた場合であつて、あらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時まで

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第四条第二項及び第三項の規定による正規の勤務時間、休憩時間及び休息时间に関する申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日
東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。
第五条中「第四条第一項及び第五項」を「第四条第一項及び第七項」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日
東京都水道局長 吉 田 永
東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和二十八年東京都水道局管理規程第十一号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第一の二 一の部支給範囲の欄中「別表第一種別1及び種別2」の下に「又は別表第一の2種別1及び種別2」を加え、同部支給額の欄中「別表第一種別1」の下に「又は別表第一の2種別1」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別表第一の二のとおりとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- 二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、局長が別に定めるもの

3 前項の規定は、第三十一条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(各々が二週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第九条中「第四条第一項」の下に「、第二項若しくは第三項」を加える。
第十条第一項中「第四条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。
第十一条第二項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二(第四条関係)

種別	正規の勤務時間	休憩時間	休息時間
ポンプ及び諸機	一 午前八時から午後四時四十五分まで	六十分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	六十分とし、所属長
ポンプ及び諸機	二 午前九時から午後五時四十五分まで	六十分とし、所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	十五分とし、所属長

前二項に掲げる職員以外の職員	業務に従事する職員のうち三交替勤務の職員	械運転の業務に従事する職員のうち三交替勤務の職員	が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。
一 午前八時から午後四時四十五分まで	二 午前九時から午後五時四十五分まで	十五分から午前九時三十分まで	正午から午後一時まで。ただし、局長が業務上必要と認	が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに割り振ることはできない。
二 午前九時から午後五時四十五分まで	三 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで	十五分から午前九時三十分まで	局長が業務上必要と認	が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに割り振ることはできない。

分まで

めた場合であつて、所属長があらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時まで

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第四条第二項及び第三項の規定による正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間に関する申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

公 告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、目黒本町五丁目二十四番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任

した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 氏名 荒井 隼男

二 住所 目黒区目黒本町五丁目二十四番三号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により調布都市計画事業布田駅南土地区画整理事業施行者調布市代表者調布市長友貴樹から換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月 五〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002